



令和 2 年 9 月 2 9 日

除雪出陣式を宗谷岬で開催

～除雪機械、管内各地へ 最北の地から始動します～

稚内開発建設部では、本格的な降雪期を迎えるにあたり、冬期間の道路交通の安全確保及び作業の安全を図るため、稚内道路事務所と浜頓別道路事務所合同で、除雪出陣式を令和2年10月6日に宗谷岬駐車場（稚内市宗谷岬）で開催します。

除雪出陣式は、本格的な降雪期を迎えるに当たり、稚内開発建設部管内における冬期間の道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を各除雪基地へ配備し除雪体制を整えることに併せて開催するものです。

記

- 1 日 時 令和2年10月6日（火） 14：30（雨天決行）
- 2 場 所 一般国道238号 宗谷岬駐車場（稚内市宗谷岬）
- 3 内 容 別紙のとおり

※取材の際は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、マスク等の着用をお願いいたします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部

稚内道路事務所 所長 吉田 公明 電話 0162-33-5276

工務課長 橋本 真謙 電話 0162-33-5276

浜頓別道路事務所 所長 川村 克己 電話 01634-2-2173

工務課長 対馬 一成 電話 01634-2-2173

稚内開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>

稚内開発建設部公式 Twitter アカウント https://twitter.com/mlit_hkd_wk

北海道地区道路情報 <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/RoadInfo/index.htm>

稚内開発建設部



北海道地区道路情報



稚内開発建設部 除雪出陣式の開催について

【概要】

稚内開発建設部では、本格的な降雪期を迎えるに当たり、冬期間の道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を各除雪基地へ配備し、稚内開発建設部管内における除雪体制を整えることに併せて、除雪出陣式を開催します。

【除雪出陣式内容】

令和2年10月6日（火）

14:30 開会の挨拶

14:35 除雪作業の安全等の説明

14:40 受注者代表の安全宣言

14:45 除雪車各装置の動作確認

14:55 出陣宣言

15:00 閉会

※参加予定 除雪車 6台

（除雪トラック4台

ロータリ除雪車1台

凍結防止剤散布車1台）

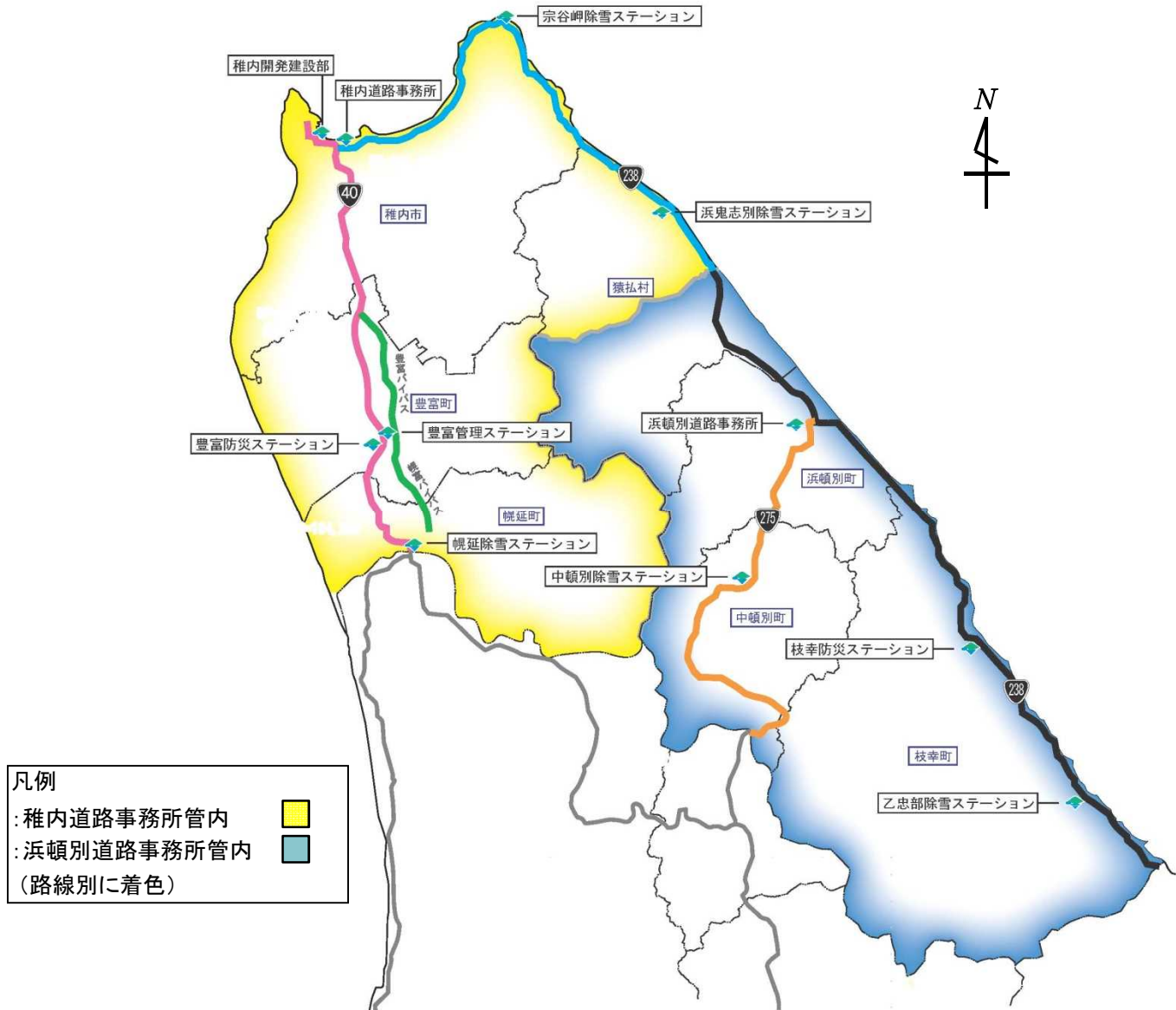
【開催場所】



※ソーシャルディスタンスの確保、マスク等の着用により、新型コロナウイルス感染予防対策を実施し、除雪出陣式を行います。



稚内開発建設部管内の除雪体制について



【 稚内道路事務所の管轄 】

稚内道路事務所では、一般国道40号、238号の2路線、延長約146kmを管理しています。

これらの国道を除雪基地6箇所計28台の除雪車で除排雪や路面凍結対策を行っております。

【 浜頓別道路事務所の管轄 】

浜頓別道路事務所では、一般国道238号、275号の2路線、延長約137kmを管理しています。

これらの国道を除雪基地4箇所計20台の除雪車で除排雪や路面凍結対策を行っております。

除雪機械について(1/2)

【除雪機械】

「新雪除雪」

新たに降り積もった雪を、走行車線から取り除きます。

除雪トラックや除雪グレーダで路側または路外に投雪したり、除雪ドーザで交差点などの特定箇所を除雪します。



<除雪トラック>



<除雪ドーザ>

「路面整正」

凸凹になった路面を平坦にし、車が走りやすくします。

除雪トラックや除雪グレーダで、通行に必要な幅員と路面の平坦性を確保します。



<除雪トラック>



<除雪グレーダ>

「歩道除雪」

早朝に、歩道に積もった雪を通勤・通学の時間帯までに除雪します。

小型除雪車に装備したロータリ装置やブレード装置で、歩道に降り積もった雪を除雪します。



<小型除雪車>

除雪機械について(2/2)

【除雪機械】

「運搬排雪」

除雪の際、道路脇に高く積み上げられた雪を、次の除雪に備えて排雪します。

路側に堆雪した雪堤を切り崩してロータリ除雪車でダンプトラックへ積み込み、雪堆積場へ雪を運搬します。



<ロータリ除雪車>

「凍結防止剤等散布」

氷板や圧雪アイスバーンのツルツル路面が発生する場合に、凍結防止剤や防滑材を散布してツルツル路面解消を図ります。

凍結防止剤散布車で坂道や交差点部などで発生したツルツル路面へ凍結防止剤(塩化ナトリウム等)や防滑材を散布します。



<凍結防止剤散布車>

【除雪に関するお願い】

除雪作業を円滑に行うため、以下のことにご理解とご協力をお願いします。

- 1 除雪作業は、快適・安全な朝の通勤通学のために、交通量の少ない深夜から早朝にかけて作業を行いますので、除雪作業に伴う振動や騒音の発生にご理解願います。
- 2 路上駐車や放置自転車は、円滑な除雪作業の妨げになりますので、車両の駐車、自転車等の放置はご遠慮願います。
- 3 車道への雪出しは、交通事故や道路障害の原因となりますので、ご遠慮ください。
- 4 機械除雪のため、玄関前に雪が残ることがあります。除雪後の残雪処理は、各ご家庭でお願いします。
- 5 市街地の交差点及び郊外の坂等に砂箱を設置しています。路面が凍結している場合等において砂まきにご協力願います。